

日本の児童相談所白書 2023

—児童相談所および一時保護所の
第三者評価から見えてきた
現在の児童相談所の課題と、実際の取り組み—

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関(J-Oschis)

目次

目次 1
-----------	---------

序章

【寄稿】 「児童相談所の存在意義と歩み、そして今後に期待すること」

星総合病院 精神科 部長 本間 博彰 様 2

第1章 児童相談所および一時保護所の第三者評価から見えてきた 現在の児童相談所の課題と、実際の取り組み（理事寄稿）

第1部 「児童相談所組織編成の模索」(川松亮)15

第2部 「援助方針会議のあり方」(慎泰俊)19

第3部 「子どもの意見の援助方針会議への反映」(坪井節子)24

第4部 「専門職配置の実情」(藤林武史)28

第5部 「小規模児相の課題」(安部計彦)32

第6部 「進まぬ開放的な一時保護所」(岩佐嘉彦)37

第7部 「一時保護所入所中の子どものケア・育ち」(茂木健司) 41

第2章 シンポジウム発言要綱45

2024年2月25日(土) ビジョンセンター東京八重洲にて開催

「児童相談所および一時保護所の第三者評価から見えてきた

現在の児童相談所の課題と、実際の取り組み」より

序章

【寄稿】

「児童相談所の存在意義と歩み、

そして今後に期待すること」

星総合病院 精神科 部長 本間 博彰 様

1. はじめに

近年、児童相談所に対する地域住民や関係機関の評価や認識には複雑なものがあるように思われる。子どもの問題を悩む親や関係機関から期待と失望の混じった関心を向けられていることは確かなようである。子どもの専門相談機関としての児童相談所の存在を知らない親も多く、学校や保育所などからも児童相談所は相談をなかなか受け付けてもらえないという声を聞く。以下の論述で子どもと児童の二つの表現方法を用いるが、児童福祉分野の関したことは児童を用い、他分野にまたがる問題を呈している場合は児童という呼称よりは子どもの方がピンとくるので子どもと称する。

著者は児童相談所に長く常勤精神科医として勤務したのちに、民間の総合病院で児童精神科医として幼児から高校生の年齢の子どもの精神科診療を担当している経験をもとに児童相談所の置かれた現状に多少の意見を述べたいと思って寄稿した。近年子どもの心の問題が増え、かつ複雑化していることを痛感しているが、診療を通して特に以下のような問題に親や関係者が苦慮している現実には驚かされている。その一つは発達障害のある子どもへの対応に行き詰まっていることである。家庭や学校が対応困難となって、医療機関受診が激増しているが、受診待機期間が信じられないほど長くなっている。受診待機解消という国の事業が数年前から立ち上がっているが、1年以上の待機を強いられる親子が多くなっているようである。その背景の一つは発達障害の子どもの教育を担当する特別支援教育を利用する子どもが増え、就学審査に心理検査所見や診断書を親に準備をすることを求める学校や教育委員会が多くなったこともある。また不登校やいじめなどの問題を抱えた生徒が増え、発生数は毎年記録更新中なほどであり、こうした子どもの対応に困っている子どもの相談場所がなかなか見つからない。相談の場所として児童相談所が表に上がってこないのである。子ども対策が声高に叫ばれる時代に、ケアや支援の必要な子どもの多くが社会的に放置されているという深刻な現実があるのである。

今日の児童相談所は“虐待対策”に汲々としており、虐待として通告されない問題や、通常のルートによる相談でも児相が虐待と認知しない問題はなかなか対応してもらえないようである。

こうした現実を踏まえ、児童相談所とはその始まりはどんな機関を目指していたのか、開設から75年経つが、社会の変化とともに児童相談所に要請されてきた社会的な役割はどのようなものであったのかについて振り返ってみることとした。また児童相談所の数や職員数が驚くほど増強された時代にあって、児童福祉の根幹を担う児童相談所はどんな役割と機能が期待されているのかについて推察してみたい。

2. 児童相談所の始まり

現在の児童相談所は1948年に制定された児童福祉法が根拠法として開設された行政機関であるが、戦前の日本にも児童相談所という名称の組織もあった。例えば、大正8年には大阪市立児童相談所が、大正10年には東京府立児童相談所と神戸市立児童相談所が活動していたという記録がある（川崎二三彦研究代表者：児童相談所のあり方に関する研究。子どもの虹情報研修センター）。

(1) 児童相談所の根拠法の児童福祉法による児童福祉とは

現行の児童相談所は第二次世界大戦後の児童福祉法制定ののちの1948年（昭和23年）4月1日に全国に開設された児童福祉の専門機関である。よって児童相談所を議論する際には児童福祉という用語が登場した経緯に触れておかななくてはならない。

日本において「児童福祉」という用語が初めて公の場に登場したのは、児童福祉法を審議する場で、「法律の案による保護対象の範囲は、不良少年、犯罪少年と被虐待児童が主であって、要するに特殊な問題児童の範囲を出ていない。・・・法の対象を特殊児童に限定することなく、全児童を対象とする必要がある。したがって、法の趣旨目的が一般児童の福祉の増進を図る明朗かつ積極的な意味から、法の名称も児童福祉法とするほうがよい」という意見書が提出された。これを受けて法案を検討する委員会は、「不幸な浮浪児等の保護の徹底をはかり、すすんで次代のわが国の命運をその双肩に担う児童の福祉を積極的に助長するためには、児童福祉法とも称すべき児童福祉の基本法を制定することが喫緊の要務である」という趣旨の意見を児童福祉法案を付して答申した（平凡社（1998）：世界大百科事典第2版）。

すなわち児童福祉は、前段階である児童の救済や保護はもとより、すべての児童に平等に健康や生活、教育を保障するものとして、理解されてきた。児童福祉の目的は、「児童のよりよい生活と発達を固有の権利として保障する」ことであるからして、広義の精神保健の推進が課題に含まれていると理解される。

(2) 児童相談所と児童相談（Child Guidance）

児童相談所の開設には第二次世界大戦後の日本を統治していたGHQが当時の児童問題対策を日本政府に働きかけたことが一つの要因となっていると言われている。戦後の日本には戦災孤児や生活困窮のために放置される子ども、さらには非行に走る子どもの増加が大きな社会問題であった。GHQは米国で取組まれていた児童相談（Child Guidance）という児童の様々な問題に対する社会的活動の重要性を知っていたため、さらには1949年（昭和24年）に国連の技術指導員のアリスキャロルが来日し、3カ月滞在し、児童相談と

いうものを大阪府、福岡県、宮城県の児童相談所で指導した。キャロルは精神科医が所長をしていた児童相談所を指導の対象に選んだと言われている。

児童虐待が深刻な社会問題となった現在においては、児童相談所は設置数や職員数において巨大な組織となったが、児童相談所が創設された背景に 1920 年代に米国で始まった「児童相談」運動がある。20 世紀初頭のアメリカは、激増する移民の流入による都市の過密と貧困が、社会の中での「厄介な問題 (Troublesome)」としての少年非行問題を生み、非行少年の救済に向けた市民の様々な活動が「児童相談」という新たな活動を生み出した。この児童相談 (普及) 運動が全米に展開し、ボストンでは「児童相談」の中心にいた William Healy が率いる児童相談クリニックがスタートした。精神科医、心理学者、ソーシャルワーカーからなる多職種児童相談チームが、少年裁判所や児童救済団体から依頼される子ども達の専門的な評価をするようになった。児童相談は少年非行への対応として誕生したが、普及活動の過程で、一般の家庭の「ふつうの子どものふつうの問題」に拡大し、児童相談クリニックは全米に広がっていき、児童相談クリニックはそれぞれの地区の子どもの精神保健クリニックとなって展開していった。まさに今日の児童青年精神医学の基盤を築く流れを作った。アメリカの児童精神医学の源流のもう一つがアメリカ矯正精神医学であるが、1940 年のアメリカ矯正精神医学会総会で「児童相談」についてのシンポジウムがなされた。

このシンポジウムで、「児童相談」を問題のある子どもの治療のための特別な「精神衛生クリニック」と同義語として使用することになった。およそこの時点までに、「児童相談」は、子どもの行動上の問題に対する精神力動的な解釈、問題解決のための治療的アプローチ、精神医学、ソーシャルワークの専門家が協力して問題のある子どもを評価し治療することを意味するようになっていた、と言われている。児童相談クリニックは、精神科医、心理学者、ソーシャルワーカーが、多職種チームとして活動する場でもあった。

(Kathleen w. j(1999): Taming the troublesome child : アメリカの児童相談の歴史: (小野善郎 訳)

3. 児童相談所の黎明期にモデル児相とされた宮城県中央児童相談所

著者は昭和 63 年から宮城県中央児童相談所に奉職し、13 年間で常勤医師として児童精神科臨床に取り組み、そのうちの 15 年間で児童福祉領域に新設された宮城県子ども総合センターで子どもと親のメンタルヘルスクリニックに従事した。著者の児童福祉臨床の学びの母体となっている宮城県中央児童相談所は昭和 23 年 4 月の開設当初から児童福祉臨床にとって興味深い歴史を歩んできたので、主だった事情を紹介する。

(1) 創設期から子どもの精神保健機関として専門性をめざした児相

昭和 23 年の開設当時から精神科医でもあった小川芳夫所長が 20 年をかけて高邁な理念を掲げて専門性を追求した児童相談所である。昭和 24 年、国連技術指導員のキャロル女史による「児童相談」の指導を受け、その後厚生省による日本のモデル児童相談所として評価を受けた。小川所長は児童相談所の役割を、狭義には児童の精神衛生の機関として判定機能と治療機能に力を入れ、広義の精神衛生として健全育成を掲げた。キャロルはその後も宮城県を訪問して蒔いた種の成果を喜んでいたというエピソードが残っている。

この時代の児童相談所は、非行及び犯罪心理学の研究が盛んな東北大学心理学教室との行き来が活発であった。当時の非行臨床には、“非行深度”という考えがあり、犯罪心理学者の安倍淳吉による少年・青少年の社会化と非行深度理論の影響を受けて非行臨床に取り組んだ時期があった。また児童虐待研究にも取り組んでいたようで日本の児童虐待の先駆けとなった池田由子も名を連ねていた。

(2) 児童に関わる様々な事故や事件に遭遇した児相

子どもの危機対応や権利擁護の砦とも言える児童相談所や児童福祉施設でも、子どもを傷つけるような不祥事が後を絶たないが、宮城県中央児童相談所はある時期にたて続けにいずれの児童相談所でも起こりうる問題に顕著な形でしばしば巻き込まれてきた。著者が多少とも関わりを持った事件を記す。

昭和 60 年に宮城県内の非行児の入所ケアを行う教護院（現在の児童自立支援施設）で入所中の子どもが集団で暴動を起こし、職員に暴行を働くという事件が発生した。施設生活などに不満を募らせていた子ども達のとった行動と理解されるが、入所措置の判断の適否をとわれることから児童相談所にとっても深刻な事件であった。

私が宮城県の児童相談所に常勤精神科医師として従事したのは昭和 63 年 4 月 1 日で、スタートの初日に児童相談所ならではの洗礼を受けた。初出勤のこの日、県本庁で採用辞令をいただき新たな職場となった児童相談所にゆくと、職場はがらんとしており、多くの職員は事故への対処に出払っていた。その事故とは里親家庭の海難事故で、この年の 3 月末に宮城県の海浜地区の里親家庭で、漁に出ている里子と里父が海難事故で命を落としたというものだった。二人の遺体が見つかったのは数日後で、児童相談所の主立った職員はこの間の救助や捜索に関わってくれた関係者や福祉事務所などとの対応に奔走していた。単なる海難事故では済まされず、里親と一緒に漁に出ていることから児童労働の嫌疑もかけられ、里子の措置を行った児童相談所にとってはそれまでに力を入れてきた里親制度が大きく揺らぐ出来事でもあった。

平成 12 年には児童相談所の職員が一時保護中の児童と淫行をし、児童福祉法 34 条違反により逮捕される事件が発生した。児童虐待のみならず深度の深い非行事案に絡んでいた

女子で無断外出中に警察に保護され、非行事案の聴取の際に職員との淫行を述べ、児童相談所は警察の家宅捜索を受けるなど、前代未聞の事態に県の児童福祉行政が大混乱に陥った。児童福祉行政の立て直しのために、かねてから計画中であった子どもの精神保健センターとも言うべき子ども総合センターが平成13年4月に開設された。著者はこの時点から定年退職まで子ども総合センターで精神保健クリニックに力を注いだ。

あってはならない不祥事ではあるが、今の時代では児童福祉分野でしばしば発生している問題で当時の児童相談所のいずれもがこうした事件や不祥事といった危機すれすれの状態にあったと振り返る。

4. 日本の児童相談所の歩み

児童相談所は児童福祉の中心的な行政機関であり、かつ専門機関としての役割を有することから、その時代が直面している児童問題への対応を要請されてきた。このために児童相談所の対応する相談種別は時代とともに増えてくる。75年におよぶ児童相談所の相談活動の変遷はその概略を4つの時期に分けて振り返ってみたい。

(1) 児童相談所開設から初期の時代

第二次世界大戦敗戦にともなって出現した戦争孤児、生活困窮のために放置される子ども、戦後の混乱によって増加した非行児への対策が求められた時代であった。スタート時点の児童相談所の相談業務は養護相談と非行相談が中心となっていた。

これらの相談は社会や家族の混乱の著しい状況を反映させており、社会的なネグレクトの子どもたちの救済でもあった。この時期は子どもの自殺や少年による殺人事件も多かった。

(2) 戦後の復興が進み、児童福祉の活動が進展した時代

戦後の復興が進み、養護相談や非行相談活動がある程度進み始めた時代になると、障害児対策への関心が高まり、肢体不自由児や知的障害（当時は精神薄弱と称されていた）、重症心身障害に対する障害福祉対策が求められ、これらの障害児対策が児童相談所の主要な業務に位置づけられていた。

昭和47年になると、それまで就学猶予のために教育から遠ざけられていた知的障害児に対する教育制度（養護学校義務制）が設けられ、昭和53年までに完全実施することが定められた。これに伴って、知的障害児の入所施設と隣接して養護学校が設置されるところも出てきた。施設に入所している18歳を超えた知的障害児の入所期間の延長の適否の手続きも加わり、知的障害の相談は児童相談所の相談の多くを占めるようになってきた。

昭和48年からは「療育手帳」の判定・交付の業務が加わり、児童相談所の業務は養護学校義務制の影響を強く受けることになった。昭和40年代はコロニーと称される大型知的障害児施設が開設され、知的障害児を持つ親にとっては肩の荷を下ろす想いを抱くものの、町で暮らしたいという想いをもちながら長期の入所を強いられる児・者も多く、措置権を発動してきた児童相談所にとってはこの相談に応えることは重い課題でもあった。ノーマライゼーションが取り組まれている今日でも施設で暮らす知的障害者は全体の12%に及んでいる。

(3) 子どもの健全育成が社会の課題となった時代

児童福祉法は一般的な家庭の子どもや、特別な問題以外にも将来が懸念されるような問題を持つ子どもも対象にしていることから、子どもの健全育成が社会的な課題となっており、不登校や情緒的な問題を持つ子どもの相談への取組が時代的な課題となった。健全育成は精神科臨床の視点に立つと精神保健そのものであり、児童相談所には子どものメンタルヘルス対応を求める相談が増えてきた。この動向のいくつかは以下のようになる。

①育成相談が設けられる：性格行動相談、不登校相談が児相の相談活動に組み入れられる。

性格行動相談とは、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談とされた。

②児童心理治療施設：この施設は昭和36年から開設され、当時は情緒障害児治療施設と称されていた。不登校の増加や非行の増加を受けて、メンタルケアを目的として創設された、言わば思春期の精神医学的な治療施設である。現在は全国に53か所開設され、18施設に常勤精神科医が臨床に当たっている。近年は児童虐待相談が増加し、心理ケアを必要とする被虐待児の入所が増え、在籍児童の7割以上を被虐待児が占めるようになった。また、発達障害を疑われる児童の入所も増え、入所児童の約3割に自閉スペクトラム症が疑われている。

③乳幼児精神発達精密健診：1歳6か月児健診や3歳児健診が市町村母子保健の重要な事業であるが、健診で精神面の発達に何らかの問題のある乳幼児が児相に精神発達精密健診を依頼される。この仕組みは子どもの全人的発達へのサポートや発達の問題の早期発見と対応を図るものであった。この事業で扱う子どもの中には被虐待児や、育児不安や産後の抑うつ状態の母に育てられる子どもが含まれており、乳幼児期の親子の関係性の問題を扱うことも求められている。

(4) 社会の複雑化が進行する時代と児童相談所の役割が拡大した時代

昭和の後半から平成の時代は経済的に豊かになるも、親の生活や家族のあり方が子どもの問題に様々な影響をもたらすようになってきた。また子どもの人権への関心が高まり、児童相談所による介入には子どもの人権を配慮した、より丁寧な対応が求められるようになってきた。この時代の注目すべき課題は以下の点と考えられる。

① 児童虐待の増加

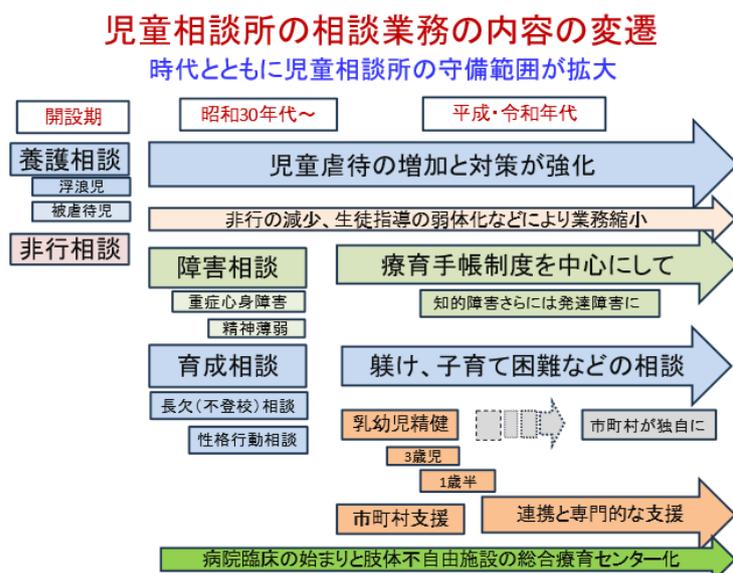
厚労省は児童虐待の増加を受けて、平成2年から統計を取るようになり、児童相談所が対応した児童虐待数は毎年更新し、令和4年の速報値では21万件を超えるようになった。この背景には育児困難の増加と家族機能の弱体化が挙げられている。

② 子どものケアのあり方の見直し

児童福祉用語で言うと、子どものケアを社会的養護から家庭的養護へ見直しが進められようになった。児童相談所は親が育てることが子どもの福祉を著しく損なうと判断された場合に、子どもを保護し養育することを目的にして乳児院や児童養護施設に入所措置を図るが、里親などの家庭的養護をより推進するようになった。

日本の児童相談所の歩みを4つの時代で概観したが、この歩みから児童相談所は開設の時代は養護相談と非行相談から始まって、障害問題の相談や不登校相談、性格行動相談が加わり、子育てや養育に大変さへの相談など多彩な児童問題の相談へと発展した。まさに様々な児童の心の問題に関わる専門機関としての役割が求められ、歩んできたと言える。

児童相談所の歩みを相談種別の変化推移から見たものが以下の図である。



5. 今後の児童相談所に期待すること

(1) 今日の児童の問題の理解の動向を正視すること

児童の問題は以下に述べるような視点で臨むことが不可欠であることから、多領域の専門職が共同で協働して関わるべき問題であることを再認識して児童相談所の運営を振り返ることが問われていると思う。

児童の問題、例えば被虐待児、不登校、いじめ、非行、自殺などの問題は様々な問題が絡み合って成立している。このことによって児童の現在のみならず将来の健全な育ちを大きく損ね、病気になりやすさというリスクを含めて身体と心の両面に甚大な影響を残すことになる。メンタルヘルスに取り組むうえで、BPS (Bio-Psych-Socio) の視点で理解対応することが求められているが、子どもの心身に現れた問題は子どもの脳の中だけにあるのではなく、育ちによって育まれる心理的発達や、養育に関わる親や地域社会の包摂の問題、そしてこれらが影響しあう問題も視野に置く必要がある。BPS の主要な三つの分野の代表格は、精神科医（発達を見る小児科も含まれる）、心理学の専門家、ソーシャルワーカーであり、これらの多職種の連携協働によって理解と対応が導かれるのである。

児童虐待の問題は、近年になってからは ACE 研究（Adverse Childhood Experience：有害な子ども時代の体験）の中でも扱われている。この ACE 研究であるが、1998 年、アメリカ合衆国疾病対策センター（CDC）は、その類では最大規模の研究を行い、トラウマに曝されたことが多くのありきたりな病気の根本的な原因をなしており、このために毎年数

百万人のアメリカ人が死亡の時期を早めていることを証明した。この研究は、何百万人もアメリカ人が子ども時代に1回以上のACEを体験していることを実証し、その体験の結果として、多くの人達は社交性や情緒に障害を持つようになり、後に孤独感や心の痛みを軽減しようとして、自分の健康を損なう行動（薬物乱用、飲酒、喫煙等々）に走る人達があり、これが疾病や障害につながり、さらにその結果として早すぎる死に至る人達がいることを明らかにした。ACEの内容は、子ども時代の被虐待体験、親の犯罪や薬物中毒など子どもの養育にマイナスな影響を与える事態が中心をなしており、まさに児童福祉で対応してきた問題である。

児童福祉の問題は福祉という限られた領域の専門職ではその任を果たせなくなり、関連する多職種の連携と共同作業が不可欠になってきたことは時代が証明しているのである。

(2) 児童相談所は子どもの危機管理に当たる機関

児童相談所は常に子どもの危機管理（Crisis management）に深く関わる機関である。病院臨床という言い方があるが、児童相談所の業務も基本は子どもと親そして関係機関の人々を対象としているので、私は児童相談所で働くようになってから児相臨床という言い方をしてきた。児相臨床は子どもの危機管理を基本にすえた活動を担うと考えてきた。

児童の危機は、家庭や地域などの子どもの生活圏で常に発生する。この危機に窓口を広くして対応する機関は成文上どこにも定められていないように思われる。ただし児童福祉法の精神からすれば、児童福祉が何らかの役割を求められていると理解される。大災害が発生すれば児童福祉の中心にある児童相談所は要保護児童を主たる対象にして危機管理として生活支援やメンタルヘルス対策が求められることになる。いじめや不登校などの問題でも要保護性が潜んでいる場合や、生命や身体の危険性が明らかであれば学校や警察と連携して子どもの危機管理の対策をすることが要請される。

子どもの危機管理はソーシャルワークとメンタルヘルス支援が不可欠な要素となり、児童相談所の開設当初の目標の一つでもある。

(3) 子どもの地域精神保健福祉活動の実践機関

アメリカの児童相談の歴史でも触れたように、支援の対象は一般の家庭の「ふつうの子どものふつうの問題」へと広がったことや、児童相談所が時代とともに要請されてきた多様な相談対応の推移でも触れたように、支援やケアを必要としている子どもは特別な家庭の子どもから広く普通の家庭の子どもへと拡大してきた社会の流れに注視すべきである。

児童相談所は児童虐待対応で汲々としていると言われている。児童虐待の究極の悲惨さは子殺しという形をとるが、特別な親のもとでだけ起こるのではなく、子どもを育てるう

えで行き詰まって、やがて普通の精神状態を超えて発生する問題でもある。子殺しという形をとる虐待は統計の数値を見る限り増えてはいない。しかも7割以上が乳幼児期の育児に難儀した家族の元で起こっており、母子保健活動の中でかなりの成果が得られてきた。精神的に行き詰まった親との関わりや支援は行政処分という対応一辺倒でどこまでうまくいくかは疑問である。

精神保健は行き詰まっている当人の支援をテーマにして、その際に責任能力に注目する。責任能力が大きく失われていれば精神保健福祉法を活用してケアや支援の方法を検討する。児童福祉法、虐待防止法と並んで精神保健福祉法も人々の生活を守り、支援する法律である。

児童相談所は特別な環境に置かれた子どもと一般的な子どもの普通の問題の両睨みで運営されることが望まれる。その両者に対応するための知識や技術、そしてStrategyは子どもの精神保健活動が欠かせられない。地域の関係者と協働して行う精神保健活動は具体的な拠点と臨床手法があって初めて実践される。

また日本において子どもの精神保健活動の拠点と実践手法は、ほとんどないのに等しい。すべての都道府県に精神保健福祉センターが設置されているが、成人を主たる対象にしており、臨床手法としてのクリニックを稼働させているところはほとんどない。児童相談所の数や人員と比べれば遙かに少ない陣容で幅広いメンタルヘルス問題に対応しなくてはならず、児童生徒、乳幼児の年齢の子どもには関わっていない。

発達障害や心の問題が増え続け、放置されている子どものことを考慮すれば、児童相談所は地域の精神保健活動に力を入れるべきであり、教育や司法に対しての精神保健に関する意見提供なども行える機能を備える必要がある。そのためには実践的な地域精神保健クリニックの機能を持つことが望まれる。

参考資料

1. 平凡社（1998）：世界大百科事典第2版
2. 本間博彰：乳幼児期の虐待防止および育児不安の母親の支援を目的とした母子保健に関する研究。平成12・13年度厚生労働科学研究。
3. 本間博彰、小野善郎：児童虐待に対する治療的介入と児童相談所のあり方に関する研究。平成15・16年度厚生労働科学研究報告書

4. Kathleen w. j (1999): Taming the troublesome child. President and Fellows of Harvard College : 小野善郎訳 (2005) : アメリカの児童相談の歴史. 明石書店.
5. 川崎二三彦 : 児童相談所のあり方に関する研究、－児童相談所に関する歴史年表－.平成 22・23 年度研究報告書.子どもの虹情報研修センター.
6. 小野善郎 : 児童相談所の医務業務に関する研究. 平成 22 年度研究報告書. 子どもの虹情報研修センター.

第1章

「児童相談所および一時保護所の第三者評価から
見えてきた現在の児童相談所の課題と、
実際の取り組み」 (理事寄稿)

【第1部】

「児童相談所組織編成の模索」

川松 亮

1. はじめに

虐待相談が増加し、その対応に児童相談所が追われる中で、個々の事例に対して専門的な対応を十分に行えるようにするため、児童相談所内組織を細分化する編成が広がっている。ヒアリング先の自治体では、児童相談所内部をいくつかの係に分けて、それぞれの業務を専門的に担う体制を構築していた。その組織分割の形態は自治体によって異なるが、全国の自治体で同様の動きがあると思われる。こうした組織編成の特徴やその課題について触れたい。

2. 初動対応と支援の分離

典型的に見られる組織分割の形態は、虐待相談の初動対応とその他の事例の相談支援を分ける組織編成である。日々もたらされる虐待通告に対しては、専任チームが集中的に対応して、その他の主訴に関する相談対応とは別の係にするなどの組織を分割が見られた。また、虐待相談においては、初動対応チームで一部の事例は終結まで対応するものの、継続支援が必要な事例については地区担当のセクションに引き継ぐ形態が見られた。

こうすることで、継続的な支援が必要な事例に計画的にかかわることができ、一方で警察署からの心理的虐待通告など、定型的な対応で終わられる事例については迅速な対応を行えるようになっていた。

ただ、支援の途中経過で担当者が替わることとなるため、その引継ぎをスムーズに行うことが課題となっており、その方法として比較的早くから地区担当者も初期対応に入って、両チームが共同で検討したり同席で面接するといった対応に切り替えている自治体が見られた。こうすることで両担当者間での温度差なく引き継ぐことが可能となり、また家族に対しても引き継ぐ担当者が明確になり受け入れやすくなることから、こうした運用方法は積極的に評価して良い取り組みだと考えられる。

一方、初動対応と継続的な支援の担当者を分けることなく、当初から同じ担当者が継続して関与する自治体も見られており、その自治体における児童相談所のソーシャルワークに対する考え方がどういった形態を選択するかに反映されていると思われる。

なお、初動対応セクションは、市町村職員との顔が見える連携関係に参加できていない場合があり、市町村からは指示的に意向を伝えられるという評価がアンケートの中に見られた。初動対応セクションが市町村職員と協議するような場を意識的に作る必要があると思われる。

3. 組織分割によるメリットとデメリット

組織分割の方法として一般的になってきていると思われるのが、施設入所措置ケースを担当するセクションを分ける形態である。従来の児童福祉司のかかわりでは、施設入所後の子どもへのかかわりがどうしても乏しくなり、施設に足を運んで面接するなどのかかわりを十分な頻度で行えないという課題があった。そこで施設入所後の子どもとのかかわりをより丁寧に行う目的から、担当者を分けて専任化する動きが広がっている。このこと自体は有効な運営方法であると思われるが、ヒアリングした児童相談所では、施設入所担当者の持ちケース数が多い傾向が見られた。そのため、依然として十分な頻度で施設に足を運ぶことができていないと思われた。現状の人員体制からは専任担当者を増やすことが難しい実情があると思われるが、施設入所事例へのかかわりを充実させる目的を達成するためには人員増が不可避と思われた。

なお、施設などの関係機関アンケートでは、児童相談所内の担当者が替わることで、支援方針の一貫性が見られなかったり、引き継いだ担当者に事例の情報が十分に受け継がれていない実情が課題として指摘されていた。組織分割して担当者が移り変わる場合に、児童相談所内での情報の引継ぎを丁寧に行うことや、共同での検討の場を充実させることによって、担当者変更による引継ぎの不備を少しでもなくす取り組みが求められていると言えよう。

一方で、児童相談所内が細かく組織分割されることで、児童相談所としての一貫したソーシャルワークの流れを個々の職員が理解するという点で不十分な環境となっている。細切れされた部分でのかかわりを行うことは、割り当てられた業務が可視化して見えやすく、新任職員でも比較的苦勞なく取り組みやすい面があるものの、その担当部分だけのケースへのかかわりとなり、その後の展開に関する情報が十分に得られなくなる。一つのケースについて、初期対応→施設措置担当→地区担当と移り変わる場合もあり、それぞれのステージでのかかわりに限定されるため、先を見通したソーシャルワークが行えないという児童相談所職員育成上の不利を抱えることになる。個々の児童相談所職員にとっては、見通しを持った相談対応をするという点での認識が深まり広がらないまま、児童相談所での勤務が経過することになってしまう。

上記のようなデメリットを克服するためには、児童相談所全体でそれぞれの部門の業務に対する理解を深める機会を設けることや、事例検討を他部門共同で行うこと、複数の部署が一緒に対応する（同行訪問や同席面接など）ことなど、重なりを創っていく必要があるだろう。また、こうした相互理解を深めるうえでは援助方針会議が有効な場になると思われるが、児童相談所職員数が急増している現状では、所内職員が一堂に会して会議に参加することが難しくなっている。多くの児童相談所で、その事例の担当者と管理者・スーパーバイザーだけの参加で援助方針会議が行われている実情がある。できるだけ多くの職

員が援助方針会議に参加できるような工夫をしながら、援助方針会議が持つ研修機能を活かせるようにすることが必要と思われる。

なお、援助方針会議については、一時保護所職員が出席して意見を述べている児童相談所があったが、一時保護所職員が同席して共同で検討することが有効と考えられるため、オンライン参加を含めた一時保護所職員の出席を実現することが必要だと考える。

4. 建物構造上の課題

最後に、児童相談所の人員体制が急増したことに伴い、いずれの児童相談所でも執務室が手狭となり、スペースの確保が課題となっていた。そのために、執務室を分けざるを得ない児童相談所が増えている。

例えば、地区によって部屋が分かれている場合、児童福祉司と児童心理司の係が別の部屋に分かれている場合、施設入所措置事例担当者や里親専任担当者が別の部屋に分かれている場合などが見られた。いずれにせよ、日常的に顔を合わせて協議する点で隔たりが生まれてしまうことが課題である。

構造上の限界から致し方ないのが実情であるが、執務スペースが分かれていることで意思疎通に支障が生じないように、意識的にコミュニケーションをとることが求められていると言えよう。

現在の児童相談所は、増大する虐待相談に迅速的確に対応するとともに、その後の子どもと家族への支援を充実するために、様々な組織編成を工夫して実践している。それぞれの組織編成のメリットとデメリットを自覚しながら、よりよい在り方を追求するために、他の自治体の取り組みを共有しながら、自らの職場の運営を職員全体で再検討して改善することが求められている。日々忙しく多くの困難を抱えているのが児童相談所の現状であるが、組織運営の在り方を職場全体で継続的に見直していくことが必要であると考えられる。

【第 2 部】

「援助方針会議のあり方」

慎 泰俊

J-Oschis の活動開始後、これまでに 10 以上の援助方針会議を傍聴してきたが、それが極めて多様であることに気付かされた。本稿では、どのようなバリエーションがあるのかについて紹介しつつ、援助方針会議を設計するうえで考えるべき点について述べたい。

これまでの観察に基づくと、援助方針会議は以下の点によって多様なパターンが存在している。

構造的側面

- (1) 援助方針会議の位置づけ：実質的な議論を行い意思決定するのか、他の会議体で必要な検討はほぼ完了しており、援助方針会議は最終的な機関決定の場として存在しているのか、によって分かれる。たとえば、ある児童相談所ではケースワーカーと SV が議論した後にそのまま援助方針会議にケースが共有され、そこで活発な議論がなされている。一方で、ある児相では、援助方針会議の実施前に関係者全員が集まって議論を実施し、そこで結論がほとんど出ており、援助方針会議は機関決定の場として存在している。
- (2) 取り扱うケース数：ほぼ全件を少なくとも共有するのか、特に議論が必要なケース（高リスクの場合、もしくは、援助方針に複数の有力な選択肢がある場合など）のみを厳選して議論するのか。ほぼ全件を共有する場合は、ケースあたりで割ける時間が必然的に短くなるので、最長でも 20 分程度になるが、特定のケースを議論する児相では、あるケースについて 90 分間かけて議論するということがあった。全件共有をする場合には、タイムキーパーが存在することが多かった。
- (3) 参加者：マネジメント層とケース関係者のみ参加するのか、基本的に全員参加とするのか。ある児相では、所長・副所長・課長などは常に会議室におり、ケースによって SV とケースワーカーが入れ替わるという実務になっているが、ある児相では援助方針会議の時間帯（例えば木曜日の午前中）はほぼ全職員が会議室にいるという実務となっている。

内容的側面

- (4) 子どもの権利保障観点：子どもの意見を丁寧に聞き出し尊重しようとしているのか、そうでないのか。ある児相ではアドボケイトの力も借りながら子どもが自らの意見を言語化することを助け、そこから得られた意見を援助方針に反映させるために力を尽くす、という方針を取っているが、そうでない児相においては子どもの意見を一参考意見のように位置づける、もしくはそもそも子どもの意見が会議資料に書かれていない、というようなことがある。

- (5) ケース資料：子どもの養育環境を総体的（過去の経緯、家族環境、その他人間関係、関係者の意見など）に理解したうえで援助方針を考えているのか、そうでないのか。ある児相では、子どもの家族全員の状況・過去の経緯が単なる羅列でなく、子どもの養育環境が浮かび上がるような書きぶりで書かれており、かつ、必要な関係者の意見（医師、保護所職員、学校・保育所の職員など）が書かれている。一方で、そもそもジェノグラムの記載もない援助方針会議資料を眼にしたこともある。
- (6) 意思決定のされかた：特定の人意見がほとんどの場合組織的な意思決定になっているのか、複数人が意見を出し合う中で結論が決まるのか。ある児相では、経験が長い統括SVがほとんど一人で援助方針を決めているようにさえ見えるように意思決定がされているが、ある児相では、様々な観点から意見が出され、それが最終的な援助方針決定につながっていた。
- (7) 所長の関与：所長が積極的に発言をするのか、ほとんど発言をしないのか。ある児相では、OJTも含めて所長が最も多く発言しているのに対し、ある児相では所長が会議時間中にほとんど発言しないということもあった。

まだ筆者が見逃している論点もあるかもしれないが、上記7つの組み合わせだけでも、理論的には2の7乗＝128通りの援助方針会議のあり方が存在することになる。結果として、援助方針会議に参加する度に、これまでに見てきたものとは異なる形態の援助方針会議に接することが多かった。

まだ十分な数の援助方針会議を傍聴しているわけではないが、現時点で言えることは次のようなものである。

第一に、どのような援助方針会議が最善であるかはその児相が置かれている状況によって異なるということである。というのも、援助方針会議は、有限なリソース（時間・職員）のなかで、子どもにとってのリスクを最小化しつつ、子どもの利益の最大化をはかり、職員の経験値をあげるということのバランスをとる必要があり、そういったなかで設計されるためである。よって、職員全体の経験値、職員の負荷レベルなどによって、最善の形態は変わるのであろう。

たとえば、新設児相などで職員全体の経験が浅い段階においては、援助方針会議は貴重なOJTの機会でもある。なので、全職員が参加することで、他ケースの議論を聞きながらそれを学びにすることの意義が大きくなる。また、職員の経験値が低い場合、経験の浅い職員とSVがリスク要因を見落としている可能性があるため、全件が、経験のある職員の眼に触れるようにすることの必要性は高まる。

また、ケースワーカーの負荷が極めて高い状況においては、重大事件抑止に力を割くことが手一杯で、子どもにとって何が望ましい養育環境であるのか、といった議論をする時間を削減するのは致し方ないのかもしれない。

第二に、他方で、児相固有の状況に関係なく、援助方針会議の望ましい方向性があると筆者は考える。具体的には次のようなものである。

- A. 子どもの権利についての認識、特に意見表明権に関する認識を更新し、子どもの意見を、第三者の助けも借りながら引き出して、それを尊重する体制をつくること
- B. アセスメントに必要な情報がある程度定式化すること。たとえばジェノグラムを記載すること、また、精神疾患がある子どもの高リスクケース（例えば自殺未遂など）においては専門家の所見をケース資料にのせることは必須であると筆者は考えている。こういった定式化については、J-Oschis がこれから積み上げる経験が役立つ可能性はあるのではないかと考えている。
- C. アセスメントを複層化させること。一般論として、重大事件の発生確率は、（付和雷同しない）経験者が複数関わることにより劇的に下がる。というのも、一人の経験者が90%の確率でリスク検出をできるのであれば、3人がそれぞれ独自の視点でケースをみれば99.9%検出できるようになるためである。そのために重要なのは、援助方針会議で議論に参加する経験者が複数いる状況をつくることに加え、児相職員の経験の多様性を担保することであると筆者は考える。
このうち、前者はよく理解される場所であるが、後者については見逃されがちであるため、もう少し述べておきたい。第三者評価を実施していると、援助方針会議に経験ある職員が複数参加し、積極的に議論しているにもかかわらず、評価者からすると危ういと考えられるアセスメントに遭遇することがある。なぜそのようになっているかということ、同じ場所で長い期間一緒に働くことにより、経験ある職員らが一様に当該児相固有の考え方をするようになっており、複数人数でケースを見ていても、結局一人でリスク評価をしているのときほど変わらないという状態になっているからである。だからこそ、たとえば県内での職員のローテーションや、外部経験者の採用などを定期的に行うことには意味があると筆者は考える。
- D. テクノロジーの活用。人工知能（特に大規模言語モデル）が近年においてはかなり精度を高めてきていることに鑑みると、何らかの形でリスク検知のメカニズムを導入することは可能であると筆者は考えている（例えば、人工知能に過去の全死亡事例を学習させ、リスクとなりそうな項目を列挙してもらうことなど）。英国では実際にデータ

サイエンティストが見相での意思決定を支援するというを行っている。もちろん、説明責任を果たすという観点から、最終的な意思決定は人間が行うべきであるが、数多くの見相のリソースが逼迫している現状に鑑みれば、こういったテクノロジーの活用は積極的に検討する価値があるのではないだろうか。

【第3部】

「子どもの意見の援助方針会議への反映」

坪井 節子

1. 児童福祉法改正による、援助方針検討と子どもの意見表明権保障

改正児童福祉法の2024年4月からの施行において、法33条の3に基づき、一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託の決定・停止・解除・変更・期間の更新の場合は、子どもの意見聴取等措置を、あらかじめ実施することとなった。また子ども家庭庁策定の「子どもの権利擁護スタートアップマニュアル」においては、自立支援計画の策定・見直し、自立援助ホームや母子生活支援施設の入居・入所、面会通信制限等の場合にも、同措置は実施すべきであり、又は実施が望ましいとされている。

意見聴取等は、児童相談所職員が、子どもの意見、意向を適切に把握できる方法で行い、意見表明等支援員が行うことも有用とする。事前に、児童相談所の役割、子どものおかれている状況、親や家族の状況、一時保護ガイドラインの内容、聴取した意見の取り扱い、権利救済や意見表明支援事業の仕組みや利用方法を、子どもに丁寧に説明することを求め、援助方針検討の可能な限り早い段階で、措置の内容についての意見・意向とその理由、今後に対する希望、現在の状況の理解、希望、不安等を、複数回にわたり聴取することが求められる。

聴取した内容については、児童記録票に、日時場所、説明方法、内容、聴取内容、子どもの反応、所見等を記録し、聴取した意見・意向を援助方針会議で共有し、十分勘案したうえで、子どもの最善の利益を考慮し、組織として支援の方法や内容等を検討し、可能な限り子どもの意見・意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行うこととなる。

さらに、子どもへのフィードバックとして、決定の内容と理由を、丁寧にわかりやすく説明し、特に子どもの意見・意向と反する決定を行う場合は説明を尽くすとされている。

2. 現場の状況

残念ながら、昨年度、今年度の児童相談所の第三者評価の場面では、子どもの援助方針検討、また援助方針会議における議論において、子どもの意見についての記録が提出されたり、重要事項として報告をされている例は、ほとんど認められなかった。ごく少数ではあるが、援助方針会議を子どもが傍聴することができる仕組みを作ったり、子どもが参加するケース会議を試行している児童相談所もあり、そうした実践が広まっていくことが望まれる。

従前より、児童相談所運営指針においては、援助方針会議に関し、援助の決定にあたっては、特別な場合を除き、子どもや保護者の意向を尊重するとともに、子どもの最善の利益の確保に努めると定められてきたが、第三者評価で見学させていただいた大方の現場では、具体的にその努力をしている様子は見て取れなかったのである。子どもの援助方針

は、児童相談所が決めるものであり、子どもはこれに従うべきであるという考え方が、いまだ現場には根強いものと言わざるを得ない。

虐待や不適切養育から救出された子どもたちは、人間としての尊厳、人権を深く傷つけられた被害者である。弁護士として、子どもの人権救済活動に従事してきた筆者の表現を用いるなら、子どもたちは、①生まれてこなければよかった、②自分はひとりぼっちだ、③自分の人生は、どうせおとなが全部決めるのだ、と感じている。この感覚こそ、深刻な人権侵害状況の現れなのである。児童相談所は、その子どもたちの権利を救済する機関として、役割を果たさなければならない。そのためには、子どものこの感覚をひっくり返して、①あなたは生まれてきてよかった、②あなたはひとりぼっちではない、③あなたの道はあなたが選べるのだ、ということをしかりと実感させてあげることが必要なのである。

実現するためには、様々な取り組みが必要になるが、中でも重要なのは、子どものパートナーとして、子どもに寄り添い、話を聞き、子どもを大切にし、子ども自身が自分の人生を選択できるよう力づけることである。それが意見表明権保障であり、援助方針検討に先立つ子どもの意見・意向の聴取であり、決定過程での意見・意向の尊重なのである。

3. 子どもシェルターにおけるケース会議への子ども参加

筆者が関わる子どもシェルター（社会福祉法人カリヨン子どもセンター）では、“緊急避難を必要とする、主として15歳以上の子ども・若者”を受け入れ、一時保護委託あるいは自立援助ホーム委託の制度を用いて、子どもの権利回復をはかる活動をしている。そこでは、入居時と退居前は必ず、さらに必要に応じて、子どもの状況や課題を整理し、方針を検討するケース会議を行う。その会議の中心は子どもであり、必ず子ども自身が出席することとなっている。ほかのメンバーは、シェルター職員、子ども担当弁護士（コタン）、児童相談所福祉司、心理士、スーパーバイザーなどである。事前に、職員やコタンが個別に子どもの話を聞き、ケース会議の目的を説明しておく。事前に聞き取った内容を関係者が共有し、児童相談所係属があれば、その情報も共有はしておく。そのうえで、会議の基本は、子どもの抱える事情、困難、思い、希望、不安などを子ども自身が語り、おとなたちはきちんと聞く、取りうる選択肢について、皆がそれぞれ考え、提案し、説明し、協議する、子どもが方針を決められるようになるまで、決定を待つ、当面の方針を子どもと関係者が一致させ、それぞれの役割分担をするということにある。会議後は、経過、結果を関係者が共有し、子どもにも報告し、さらに次の方針を検討するというプロセスを繰り返す。

子どもの年齢が高いという事情はあるが、子どもを真ん中にしたケース会議が、子ども自身に、また関係者としてのおとなたちに与える効果は、非常に大きい。会議に臨む子どもの緊張感は半端ではない。温かいまなざしで見守る複数のおとなの前で、自分の苦しさ辛さを語り、複雑に絡んだ課題を一緒にときほぐして整理し、ひとつひとつについて、自分の意見や希望を尋ねられ、必死に考え、答える。おとなの方も、子どもの意見や希望を実現することができるか、それが子どもの幸せに通じるのか、方法はあるのかと、必死に考え、提案する。そして最後は、子ども自身が選び、決める。そのプロセス自体が、自分は大切にされる存在だ、ひとりぼっちではないのだ、自分の人生は自分で選べるのだという実感を生み出す。おとなの方も、不信感の塊のようだった子どもが、心を開き始める様子に喜びを覚え、おとながあれこれ悩んでも答えがでない選択肢の中から、子ども自身が選択するということが、どれほど意義深いものであるかを実感する。

この実践は、子どもの意見・意向聴取措置を越え、人生選択における子どもの主体的参加の実現といえるかもしれない。児童相談所で、そこまでの実践を行うことは、現時点ではまだまだハードルが高いだろうと思う。しかし、目指す先にあってもよいのではないだろうか。

4. 結語

まずは、児童福祉法之最優先事項が、子どもの権利保障であり、子どもの最善の利益の実現であることが明確にされ、その重要な手段として、子どもの意見表明権保障が位置付けられた今般の改正により、意見聴取の手法、尊重の意味が具体的に詳細に定められ、実施が義務とされることで、現場の運用が大きく変化することを期待したい。来年度の第三者評価の実施が楽しみである。

【第4部】

「専門職配置の実情」

藤林 武史

1. はじめに

児童相談所が担う専門性は、ケースの困難性や複雑性のみならず、ケース対応の手続きにおいても、より高度なものが要求されるようになっている。その専門性を構成するものに、医学的、そして、法的専門性がある。国においては、児童相談所の高度な専門性を確保するために、改正児童福祉法において医師や弁護士配置を明記し、配置を可能とするよう財政的な支援を行ってきた。しかし、第三者評価をおこなった自治体における医師・弁護士の配置状況や活用方法は様々であった。児童相談所における医師、弁護士の活用実態とそこから浮き彫りになった課題について検討する。

2. 児童相談所における専門職の配置の必要性

2016年に改正された児童福祉法においては、医師または保健師、弁護士の配置が明記された。さらに、2019年の改正児童福祉法においては、「常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」「指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ1人以上含まなければならない」とされ、弁護士、医師の配置について明確に規定している。

その背景の一つは、一時保護や措置の必要性の判断、また、的確な措置先や支援方法を選択するにあたっての、医学的判断の重要性である。身体所見や精神症状や行動特徴から、虐待等による影響がどの程度あるのか、また、適切なケアを提供するためにはどのような環境が望ましいのか、これらを正確に判断するためには、小児医学、児童精神医学、その他の医学的な診断や見立てが必要となる。これらの所見は、保護者への説明や裁判所等への意見書にも大きな影響を与える。もちろん、外部の嘱託医師においても同様のことはできるものの、一時保護前後から経過を知る常勤医師だからこそ得られる所見や気づきもある。また、（緊急）受理会議や援助方針会議に医師が参画することで、そこで気づかされる点は多くあり、その後の援助方針に大きな影響を与える。後述するように、児童相談所は重要な法的な判断が求められ、その法的判断の基になる、医学診断はきわめて重要である。もちろん、常勤医師ですべてを網羅できるものではないが、法医学医師も含めて他科の医師との連携や意見や情報の交換は、児童相談所の内部に勤務している医師だからこそできるものである。

二つめは、弁護士の役割が年々増加しているという背景がある。2016年改正法以前から、多くの児童相談所は弁護士と契約を結び、必要に応じて法的な相談ができる体制を構築してきた。しかし、法的な手続き上の問題のため裁判となるような事例が全国で相次ぐようになり、もはや、弁護士抜きでの法的判断は限界になりつつある。しかも、2024年から始まる意見聴取等措置、2025年から始まる一時保護時の司法審査の導入にあたっては、

いっそう弁護士との関与は増大する。契約弁護士や非常勤弁護士でも、一定の助言や相談はできるものの、前述した医師の場合と同じく、一時保護前後から経過を知る常勤弁護士から得られる助言は、その後のケースワークに大きな示唆を与える。（緊急）受理会議や援助方針会議に弁護士が関わることで、そこで気づかされる点も多く、その後の援助方針に大きな影響を与えている。

高度な判断に基づく実践が期待される児童相談所において、児童福祉司や児童心理司の専門性の強化は当然であるが、そこにとどまらず、医師や弁護士といった専門職の登用と活用は、きわめて重要な要素である。

3. 評価調査から見てきた専門職の配置・活用状況

第三者評価を実施した児童相談所における医師の配置状況は、非常勤医師が週に1日以上来所しているところから、月に1～数回程度のところまで様々だった。児童相談所の医師は常勤ではないものの、隣接する施設に常勤医師が配置されており、職員から医師への相談がしやすいところもあった。弁護士の配置状況は、契約弁護士が月に1回半日間だけ来るといったところから、非常勤弁護士が週に1回、常勤弁護士の配置など多様な配置状況だった。また、定期的な来所日以外に、職員が弁護士に頻回に相談している児童相談所もあった。

また、配置状況以上に目立ったのが、医師や弁護士の活用状況であった。常勤の医師や弁護士が援助方針会議に出席しているのは当然ながら、常勤化していなくても、援助方針会議に出席し、コンサルテーションが行われていることで、学びの場、職員の専門性向上の場としても機能している児童相談所があった。また、週に1度程度の非常勤弁護士が援助方針会議に参加することで、弁護士と職員との距離の短さを感じる児童相談所もあった。他方で、隣接している施設に常勤医師がいるにもかかわらず、常に相談は行われるものの援助方針会議には参加していないという児童相談所もあった。当然、弁護士の来所頻度が少ないところでは、援助方針会議への出席はなく、児童福祉法が求める「常時弁護士による助言又は指導」が行われている状況とは言えない児童相談所もあった。

4. 多職種協働の場としての児童相談所

児童相談所は、子どもの最善の利益を優先して考慮し、一時保護、親権停止、特別養子適格の確認の申立てなど、親子分離やそれ以上の家族関係に大きな影響を与える権限を有している。こういった権限を使用する、あるいは、使用しないといった判断は、子どもとその家族に重大な影響を与えるからこそ、社会は児童相談所にそれに応じた十分な専門性を求めている。その重大な決定を行う援助方針会議には、医師や弁護士の出席は必要不可欠なものとなりつつある。

また、法的な手続きは、今まで以上に適正性や透明性が求められてきている。今までは「指導」で行われてきた面会通信制限がその運用でいいのか。「意見聴取等措置が義務づけられた2024年4月以降、従来どおりの子どもへの説明や意見を聴くことで十分なのか。そして、2025年度には、一時保護時の司法審査が始まる。なおさら、医師や弁護士の判断が日常的に必要となってくることが予想される。

第三者評価を通じて、児童相談所における医師や弁護士の配置状況は様々であり、必ずしも十分と言えない状況であることがわかった。児童相談所が他の行政機関と異なり、重大な権限を行使しうる機関であること、また、手続きの透明性が求められていることが認識され、医師や弁護士といった専門職のいっそうの活用が図られることを期待する。

【第5部】

「小規模児相の課題」

安部 計彦

1. はじめに

児童福祉法は第12条第2項で「児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする」とされている。そして児童福祉法施行令第1条の3第2項において児童相談所（以下「児相」とする）の管轄人口は「基本としておおむね50万人以下であること」と定められている。

ところで多くの都道府県は広域を管轄するが、中には、人口規模や、他の児相から遠距離等の理由で大都市以外の各地に小規模な児相が存在する。

この項では、地方の小規模児相の課題と、どのような工夫が必要かを検討する。

2. 現状

2023（令和5）年4月1日現在、全国に232カ所の児童相談所がある。2019（平成31）年4月1日では215カ所であったので、4年間で17カ所も増えたことになる。近年は東京都の特別区や中核市での児童相談所の設置がすすんでいるが、それ以外にも、「より身近な場所」に児童相談所が設置される例も増えている。

また増え続ける子ども虐待対応件数への対応のため児童福祉司等の職員も増えており、全国で「児童相談所の統合や閉鎖」は寡聞にも聞いたことがない。

しかし児童福祉司の配置標準は、各児童相談所の管轄地域の人口4万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乘せを行うこととして政令に規定されている。そのため管轄人口の少ない児相では必然的に職員数が少なくなる。

3. 職員体制

近年は高速道路の整備が進んだとはいえ、公用車や公共交通機関を使っても移動に2時間前後かかる地域を抱えた児相はある。以前はもっと交通の便が悪かったため、そのような場所に児相が設置された経緯もある。

そのような地域に赴任することになると、職員のパートナーの就労先や子どもの学校の教育水準等に懸念が生じ、必然的に単身赴任が可能な職員や単身者（子どもやパートナーがいない職員）への発令になることが推察される。その結果、管理職以外の職員が20代中心の経験年数の少ない職員になりがちになる傾向がある。

さらに職員数が少なくても児相として求められる事務の種類は同じであるため、統計や調査への回答など、事務の負担は大きくなる。

特に時間外の虐待通告への対応は少ない人数の中で応じざるを得ず、職員でも緊急対応の電話当番が月に半数になり、その間は制限のある生活が強いられるなど負担は多い。特に管理職は人員が少ないため、特定の管理職に24時間365日の緊急対応が求められていた。

また児童福祉司と児童心理司では業務内容が大きく異なるが、その両方の指導担当職員(SV)を配置することは難しい。その結果、虐待対応が児相の業務の大きな部分を占めている現状から、若くて経験年数が少ない児童心理司がSVのいない職場で勤務をせざるを得ない実態もみられた。この件については、第三者評価報告書で「週に1回、2時間のリモートでのSV」を提案した。例えば「毎週月曜日の15:00から17:00」など年間計画を立てれば、他の業務と調整も可能であろう。コロナの影響でリモート業務が行われたが、コロナが収束しても距離的な課題の解消には、リモートの活用が推奨される。

さらに児童福祉司は緊急対応と支援業務の役割分担を行うように求められているが、職員数が少ないため地区担当制にして、職権保護ごとに役割を変えるなどの工夫も行われていた。

4. 広域と効率

大都市圏以外の自治体では、広域を管轄している児童相談所は多い。その結果、管轄地域によっては、片道3~4時間かかる場所もある。そのような地域の事例において、家庭訪問や市区町村、関係機関との打ち合わせ等で現地に行くには、往復だけでほぼ1日がかかる。その結果、その地域を担当する児童福祉司は超過勤務が100時間近い事例もあった。

この児童相談所には「その地域に分室等の設置や児童家庭支援センターの活用」を提言したが、分室を設置すれば必然的に小規模児相となるため、上記のさまざまな課題が生じることになる。児相の適正配置は難しい問題であるが、現状を「当然」とするのはなく、長期的な視点での検討も必要と思われる。

5. 地域資源の乏しさ

管轄人口が少ないことは、関係機関の少なさにもつながる。特に医療機関や国・都道府県の出先機関が少なく、民間のNPOなどの支援団体も少ないように思われる。また児相の市町村支援や里親支援業務も、担当者や担当機関は自治体全体を対象にしていることが多いため、日常的な連携とはなっていない。

逆に地域に心理診断や心理支援を行える機関がないため、児童心理司に地域の機関からの援助依頼が来て、児童心理司の児相業務を圧迫している例もみられた。

他の機関の設置は自治体としては管轄外である場合も多いが、市町村を含め「関係機関を育てる」意識で地域への関与を行う必要もある。

6. 外部 SV の必要性

地方小規模児相は職員数が少ないため、お互いの業務を知る機会も多く、職員同士の補い合いが日常的に行われるなど、人間関係が良好なところが多い。

一方、日常的な進行管理や困難事例の検討が常に同じメンバーで行われるため、情報共有でいい面もあるが、新たな視点や別の観点から検討することはできにくい。また外部の SV を呼ぶのも、距離・時間的な面から難しい面もある。

そのため援助方針会議に他児相の専門職にリモートで加わっていただくことや、事例検討会の SV を外部講師に頼みリモートで指導していただくなど、リモートの活用を提案した。

7. 離島の課題

兵庫県の淡路島、島根県の隠岐、鹿児島県の奄美大島、沖縄県の宮古島と石垣島には、児相や分室、相談室（以下「児相等」とする）を置いている。一方、比較的大きな島である新潟県の佐渡島、長崎県の壱岐や対馬、五島には児相はない。

そして児相等を設置しているところも、奄美大島の「大島児相」以外は一時保護所がない。そのような島で一時保護の必要性が出た場合、島内に児童養護施設等委託一時保護が可能であれば、そこに委託する。しかし委託先がない場合には児相職員が迎えに行くが、その移動は定期船の運行時間に縛られる。

さらに離島では生活圏が限られている。そのため例えば職権保護をした場合に、その保護者とスーパーや空港で鉢合わせしたり、職員の子どもが同じ学校に通っている場合も想定される。そのため、ある児童福祉司は「休日は家でひきこもっていて、ほとんど出歩かず、息の詰まる生活をしていた」と語っていた。

全国的に話題になることはないが、離島を抱える児相ならではの特有の課題を抱えている。

8. 一時保護所の併設

先にも述べたように2023年4月1日現在の児相は全国で232か所であるが、一時保護所は152か所で、80か所の児相には一時保護所がない。自治体内に一時保護所を何か所設置するかは各自治体の判断で異なり、一時保護所がない児相が必ずしも管轄人口が少ないわけではない。

この項で検討している地方小規模児相は、他の児相から距離が離れているために設置されていることから、一時保護開始時の移送や児童福祉司、児童心理司の面会の利便性を考慮して、小規模児相であっても一時保護所を設置しているところもある。一方、管轄人口はおおむね一時保護の件数に比例するため、小規模児相に一時保護所を併設していない自治体も多い。

一時保護所付置の児相以外の保護児についての“児童福祉司と一時保護所との情報共有”や“面会の頻度等”については構造的な課題であり、別の機会に検討が必要である。

【第6部】

「進まぬ開放的な一時保護所」

岩佐 嘉彦

1. 一時保護ガイドライン

令和4年12月6日に発出された「一時保護ガイドラインについて」（厚生労働省子ども家庭局長通知 子発1216第6号）においては、「3子どもの権利擁護」「(2)外出、通信、面会、行動等に関する制限」に関し、次のとおり述べている。

「閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う。ただし、一人の子どものために、必要のない子どもまで権利が制限されることのないよう、個々に判断することが原則である。」「外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。」

しかし、現場からすれば、今の人員体制を前提にして、「必要最小限度」に留めることは現実的ではないという意見もあると思う。「(外出、通信、面会等に関する制限について)子どもがその制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるようにする努力が求められる。」とあるが、これについても同様の意見があるだろう。

2. 外出、通学、通信、面会を最小限度に留める「開放的な」一時保護所は、実際には限られている。どうすれば、このような取組を進めることが可能であろうか。

(ア) まずはやってみること（先入観からの脱却）

こう言ってしまうと、元も子もないかもしれないが、私自身も「開放的」な対応を行って本当に大丈夫なのかという先入観にとらわれていた。しかし、外出、通学等を実践している例を見て、「やればできるのだ」と実感した。

是非、このような取組を見て、検討をしてほしい。人員体制が違うからできる、保護所のハード面が違うから可能である等として、「できない理由」を探すのではなく、取組の実情を見て、この部分は、自分の一時保護所で可能なのではないかと、「できる部分」をさがしてほしい。

(イ) 開放的な一時保護を進める必要性を共有することの重要性

法律的に子どもは権利の主体であり、その制限は合理的なものに限定すべきであるといってしまうえば、それまでだが、あわせて次のような視点も重要であると考える。

○ 子どもの一時保護は、心理的に傷ついた子どもに対する治療の最初の段階でのアプローチである。とりあえず問題のある環境から引き離れたというだけではなく、初期段階で子どもが安全で安心できる環境を準備することは重要である。今後の長いケアを考えると、そのスタート地点にあたり非常に重要な段階であり、逆に、この時点で、さらに子どもを傷つけることになることは避けなければならない。

○ 子どもが一時保護を嫌がることになると、例えば子どもをいったん家に戻して親子で生活する状況で支援をすることとし、そこで仮に不適切な養育状況が再燃したとしても、子どもがSOSを出してくれないということも起こりうる。

○ また、子どもが安全で安心できる環境になれば、一時保護所における行動観察や心理検査等を実施しても、そこで課題と考えられる内容が、どういう原因で生じているのかの解釈が困難になり、アセスメントが正確にできないという悪循環も生じかねない。

これらのことも考えると、一時保護中、不適切な行動制限がなされることで、子どもとの関係で失ってしまう面が少なくないことを確認し、できることを一つずつでも進めていく必要がある。

(ウ) 職員体制の問題

服装の自由や私物の所持などは、権利の問題であるとともに、子どもへの支援の一つの象徴であり、要は子ども一人ひとりに丁寧にかかわる体制ができているかという問題とも言える。丁寧な関わりをするには、一定の職員体制が必要になる。また、原籍校が一時保護所から通学可能な範囲に位置する場合に、原籍校への通学が実現できるかどうかは、子どもによってはそれを実現するための送迎等の体制が必要になる（なお、原籍校への通学の問題は、特別区、政令指定市、児童相談所設置市と都道府県とでは状況は異なることになる）。

ただ、保護されている子どもが少ない保護所にあっても、行動に対し、制限的な部分が目立つところもある。職員体制が確保されることは必要条件ではあるが、十分条件ではない。一時保護所での子どもへの支援をどうするのかという理念が共有され、子どもの権利制限がなされることの問題性が共有される必要がある。

(エ) アセスメントの重要性

開放的な一時保護所の実現のためには、保護所のアセスメント力の向上、児童相談所の相談部門の児童福祉司、児童心理司との連携によるアセスメントの強化が必要となる。一時保護ガイドラインでは、「子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う。」とあるが、「バランスを保ちつつ」という点は、難しい。面会でいえば、不当な面会の制限は、子どもの利益を損ね、権利を損ね

る。しかし、誤った面会の実施は、こどもの心の傷を深めてしまう。このような判断を行う上で、ここで述べたアセスメント力の向上が重要な要素になる。

子ども全体をまとめて見て懸念される要素をあげるのではなく、子どもを個別にみて、対応していきたい。

以上の点は、既に存在するハード面や一時保護所の規模、さらに人員体制を考えると、すぐには実現することが難しいと考えられるかもしれない。ただ、そのような状況にあっても、子どもの生活のなかで、子どもの選択肢を一つずつ増やしていくことを着実に進めていくことはできるのではないだろうか。子どもが安全に安心して生活できる環境を目指し、そこで子どもの主体性をどう確保していくか、子どもの権利を守ることが子どもの育ちに与える影響を考えて、対応をすすめていきたい。

【第7部】

「一時保護所入所中の子どもへのケア・育ち」

茂木 健司

1. ハイリスクへの対応重視の一時保護所運営

(1) 建築・設備によるリスク回避

預かった子どもが無断外出してしまうことは、設置自治体として一時保護した子どもの安全を守れなくなるから、無断外出は絶対にできないようにしなければならない。だから、窓は開放制限し、場合によっては、窓に鉄格子を設置している。ただし、高層階に居室があり、ベランダなどもない場合、転落防止のために設置していることもある。

(2) トラブル回避重視の支援

子ども同士の諍いから暴力的なトラブルに発展する可能性が高い。トラブルは、子どもの安全を失うことになるので、「絶対にトラブルがないように指導」しなければならない。万が一、暴力を伴うようなトラブルがあった場合は、二度と起きないように十分に反省させる。そういう場合は、個別対応として徹底的に指導する。

思春期の男女が同じ施設内で暮らしている。時には、一時保護前に不適切な性的行動があり、それが理由で保護されるいわゆる性加害の子どももいる。保護者や年長同胞からの性的虐待などの性被害の子どもも保護される。非行的問題を起こし、極めて活発な性行動を行ってきた子どももいる。こうした子どもが入れ代わり立ち代わり保護され、時には性被害と性加害が同じ時期に保護されていることもある。

もし一時保護所の生活環境が自由度の高いものならば、保護児童同士の「性交」が行われる可能性がある。現に、児童養護施設では、入所児童同士の性的問題は多数起きている。一時保護所で子どもどうしの性的事故を防ぐには、男女完全分離しか方法がないから日常的に男女の交流が全くさせない施設運営をおこなっている。

(3) 評価者はどう考えたらよいか

ここまで例に挙げてきたような運営は子どもの育ちの機会とならず、現場は安全確保と育ち保障のジレンマに置かれている。私たち評価者はどのように評価し、そして施設自体はどのように考えていったらよいのだろうか。一概に管理的ルールや制約の多い施設を権利侵害と決めつけるわけにはいかない。管理的ルールや制約の多い一時保護所運営がなされている主な要因は、人手不足であることは多くのところで指摘されてきている。

2. 職員の質と量を確保して、育ちを保障しながらリスク回避に努める一時保護所

前記の一時保護所に共通するのは、子どもの安全を第一としていることである。半面、当団体が評価してきた一時保護所の中には、「安全に無断外出できるよう配慮している。」「小さなトラブルはありうる。トラブルを成長の絶好の機会としている。」「男女

のエリア分けは、トイレ、浴室、居室のみとしている。育ちの場面に両性は必要と考えているし、必要以上の男女分けは、かえって不自然。」といった考えのもとに運営しているところがあった。

同じ目的としている施設で、運営の在り方がここまで異なるのはどうしてだろうか。

「安全・安心」の確保は、虐待から子どもを守らなければならないとされた、児童相談所の一部署としての一時保護所の基本的な姿勢としては当然である。私たちが一時保護所の評価のために調査に出向いた際の「一時保護所で重要なことは？」「基本的責務は？」の質問への回答は例外なく「子どもを守る」「安全・安心」である。

一方、様々な生活上の制約や細かい徹底した管理的ルールは「自由権・幸福追求権・育ちの権利・休息・遊びの権利」などの侵害になるため極力行わないように努めている、という一時保護所は、当たり前な生活を保障し、子ども一人一人の「育ちを保障する」ことに焦点を当てた支援方針ということもできよう。こうした育ちや権利保障を方針とした一時保護所であっても、無断外出やトラブル・事故による安全・安心が阻害されるリスクを無視しているわけではない。育ちの保障やリスク回避できるだけの専門的に訓練され、かつ数量的にも多い職員が配置されている。こうした施設は、365日24時間体制で一時保護所専任の正規職員が配置されている。また、比較的最近開設された一時保護所であった。職員配置が多いからこのような方針を持てるのではなく、一時保護された子どものリスク回避や育ち保障のために、正規職員による遅番、夜勤体制を組み、また個別の実情に対応できるような職員体制を組むために、積算した結果であるとのことであった。

3. 権利の衝突にどう対応するか

「子ども同士のトラブルは、保護されている子どもの安全を阻害し、安心して暮らす権利侵害になるから徹底してトラブル防止に努める」、これが子どもの権利保障となる。一方、繰り返しとなるが、「生活上の制約や細かい徹底した管理的ルールは、様々な権利の侵害になるから、極力行わないように努めている」、表面的には、全く異なる生活支援や施設運営が行われているが、その目的とすることは「子どもの権利保障」と言うこともできる。ここで起こっていることは、“自由権・幸福追求権・育ちの権利・休息・遊びの権利”などと“安全に暮らす権利”の「衝突」である。

一般社会においても「権利の衝突」がおこることは珍しいことではない。日本国憲法は12条で「国民は基本的人権を公共の福祉のために利用する責任を負う」と言い、13条で「国民の権利は公共の福祉に反しない限り、国政の上で最大の尊重を必要とする」と定めている。

筆者は法律や人権論の専門家ではないが、現場においても一個人内の権利の衝突や個人同士の権利の衝突場面に多数遭遇してきた。社会においては、個人間の権利の衝突の際には、最終的には裁判所が裁定する仕組みは整っている。裁判所は、当然両者の主張に十分に耳を傾けたうえで、法律上の判断を下す。一時保護所においても、こうした権利の衝突が頻繁に起こり、職員はその都度ジレンマ状態に置かれる。現場職員や組織としてこのような権利の衝突が日常的に起こりうることを十分に理解しておき、何を最重視するかの方針を、S Vや管理者は示しておく必要があるだろう。

個人内の権利衝突の場面では、子どもにとっての「最善の利益」の観点が欠かせない。権利制約することによって、得られる「最善の利益」とは何かを支援者は常に問われている。このような視点でリスク回避か育ち保障かを議論していく必要がある。

4. 設備・運営基準制定をめぐって

令和4年度の法改正により、一時保護施設の設備運営に関する基準が制定されようとしている。特に、この基準では、目を引くのが「権利擁護に関すること」「私物の持ち込みに関すること」「教育を受ける権利に関すること」等である。

一方、最近新設された一時保護所では、設備運営基準案で示されたことは、開設準備時期から積極的に取り入れようと取り組んできている。例えば職員の配置数をみても、職員一人当たりの児童数は最低1:1となっており、基準案が示した1:3を大きく上回っている。また、一般職員や指導担当職員（いわゆるスーパーバイザー）の研修の機会は、質・量とも極めて高く、はじめから設備運営基準案を十分に上回るものになっている。

リスク回避を重視する一時保護所においても、多くがその職員数は新基準案を満たしている。残念ながら新基準の制定は、リスク回避を最重視し育ちの保障をその次でよいとする姿勢から、育ち保障とリスク回避の両立を図る方針への転換になり得ない可能性が高い。育ちの保障とリスク回避の両立は、新設された一時保護所レベルの職員の質と量が欠かせない。新設された一時保護所は権利の問題として育ちの保障のために、設備・運営基準を大幅に超える職員体制を整えた経緯もある。

一時保護所の基本的なありかたの理念として、育ちの保障をし、子どもをエンパワーメントさせていくことに転換させ、それを実現させるための設備や職員体制を現場からも発信していくことが求められる。

第2章

シンポジウム発言要綱

2024年2月25日(土)東京ビジョンセンターにて開催
「児童相談所および一時保護所の第三者評価から見えてきた
現在の児童相談所の課題と、実際の取り組み」より

1 第三者評価の効果・活用方法

ゲストスピーカー報告(福岡県 福祉労働部こども福祉課 こども福祉係長 中村様)

令和6年までに第三者評価を導入することを自己目標として設定し、平成30年の新しい社会的養育ビジョンと、それを踏まえた社会的養育計画の中に盛り込んだ。児童相談所での虐待相談が増加し、業務がひっ迫していくなかで新たな業務を増やすことに躊躇もあった。しかし、児童虐待法が年に1度改訂され、児童相談所も変化を求められていることから、現状の業務のままで本当に良いのか、さらに死亡事例が立て続けに県内で発生したこともあり、児相の業務を定期的に見直し、ブラッシュアップできる仕組みが必要である、とより一層感じるようになった。そして、令和4年4月より施行されている虐待防止条例を制定することも相まって、第三者評価の受審を義務として規定した。

福岡県内には6か所の児童相談所があり、導入開始初年度の令和4年度は福岡児相、田川児相の2か所で第三者評価を実施※し、令和5年度には久留米児相・宗像児相、令和6年度は京築児相・大牟田児相というサイクルで県内の児相を順番に評価してもらうこととなる。 ※令和4年度の田川児相は他機関による実施

昨年度に実施した調査において、児童相談所部門では専門職の配置やチームワークの良さが評価された一方で、指導担当にあたるスーパーバイザーの育成や、市町村への情報共有や連携が課題とされた。また、一時保護所部門は相談課など他課との連携の良さや、子どもへの丁寧な対応について評価され、課題点としては、意見表明支援や子どもの権利を尊重する仕組みづくりや、保護所内のルールの今一度の見直しがあがった。一部の抜粋ではあるが、このように第三者評価を受けることによって、良い点と課題点の両方を評価されている。

受審して大変だったのは、まず評価を受ける児童相談所が第三者評価を受けることについて意義を見出しているかという意識づけが難しいと感じたことだ。第三者評価を受けた後にどのように今後に活かしていくのかという点で、児相が意義を見出していないと改善に繋がっていかないように思える。福岡県の場合は、死亡事例が発生し危機感が本庁で共有できていたという点や、現場からの希望の声が後押しとなり、導入するまでに至った。児相が大変だったのは、自己評価アンケートへの回答や当日のヒアリングだったのではないだろうか。特に自己評価アンケートは、職員や組織の業務を振り返る機会となるが、評価項目が多いため、一つ一つの設問を解釈して回答するのに相当な時間を要する。普段の業務を抱えながら対応することは、かなり大変だったという声もあがった。また、ヒアリングの際は監査ではないから構えないでと評価員からも伝えられるが、評価員のコメントや表情が気になってしまい、緊張してしまうような声もあった。そして、一番大変だと思われるのは、職員に説明したり、結果を踏まえて具体案を考えるために、評価の分析を行

い、結果の意図を理解することであり、時間と体力が必要となる。一方で、受審して良かった点として、1つは、漠然と抱いていた危機感が言語化されたことである。2つ目は、第三者評価報告書に記載されている事柄を共通言語として課題検討や話題に出すことがし易くなったことだ。加えて、評価受審後も評価員と関係が続き、新たな取り組みを行う際も意見等を受け、スムーズに進めることが出来ている。

なお、今後第三者評価での結果をもとに優先度を示した計画書を作成する予定だが、今年度については比較的優先度が高い課題から着手していく予定である。

コメンテーターコメント

○児童相談所や一時保護所の第三者評価において、評価受審後に課題を優先付けして計画を立てて取り組むことは非常に重要である。また、そのためにも職員一人ひとりの意識改革が必要であり、職員自身が課題を意識して自己評価することで組織の質の改善に繋がると考える。一方、一部項目は利用者によって評価が下されることがあるが、その場合は利用者に客観的なアンケート調査を行うことによって、適正な評価が行われるのではないだろうか。

質疑応答

(参加者)親子喧嘩や夫婦喧嘩が原因で一時保護になるケースが多い中で、児童相談所はどのようなことを求めて一時保護を実施しているのかをお聞きしたい。

(安部)児童相談所の第三者評価から見えてきた事柄を議題にしており、児童相談所そのものの機能や、全国の児童相談所の実態について話す場ではないため、回答しかねる。

(参加者)それでは、第三者評価の意義とは何であるか。

(安部)第三者評価にどんな意義があるのかきちんとお話した方が良いかと思うが、中村さんはどのように考えて第三者評価を受けようと思われたか、お聞きしたい。

(中村係長)個人的な考えも含まれるが、第三者評価という言葉を最初に聞いたときは監査のような印象を受け、嫌だなと感じた。しかし、資料を読み解いていくと、是非この仕組みを導入したいと考えるようになった。理由は先にも話した通りであるが、児童相談所が常に変化を求められている中で、第三者評価という外部からの新しい知見や知恵、目線が入ることで自然とサイクル的に課題が改善され、充実していくことができるきっかけとなると考えた。

(安部)それでは、私たちの団体が何を目指しているのかについて、お話したいと思う。一番大切にしていることは子どもの権利をどのように守るかであり、評価項目にも子どもの権利に関連した内容が多く反映されている。また、子どもの権利が守られるのは、児童相談所の役割そのものと考えている。児童相談所や一時保護所は、他所の良い結果や取り組み

について知らないことが多く、努力している点についてもシェアされていないという現状がある。今回のようなシンポジウム開催の意義にも含まれるが、児相のできていない所を指摘するだけでなく、他の自治体の良い取り組みを紹介しながら職員と一緒に児童相談所の質を上げていくことを第三者評価で目指していきたい。

(参加者)一時保護所のルールの見直しについて、具体的にどんな見直しのコメントがあり、さらに改善の難易度や状況を教えていただきたい。

(中村係長)生活のルールや時間の見直しについて指摘を受け、今まで検討する場面がなかったため、具体的な事項はないが、検討することそのものを提案いただいたと考えている。相澤先生のコメントで色々な課題が繋がっていくという話があったが、例えば福岡県では意見表明支援事業を検討する際に、一時保護所に子どもの権利ノートがないため新たに作る必要があった。そして権利ノートを作成するにあたり、各保護所へ、ルールをもう一度見直す必要性を提案しながら、機会を作ったことがあった。5つの保護所に似たようなルールがあり、それらを更に分類して、本当に必要かどうか、子どもにどのように説明するのか、という整理を行っている。当初、一時保護所職員のリアクションは大変そうだったものの、取り組み始めると熱意をもって取り組んでいると個人的に感じている。

(安部)一時保護所のルールの見直しについての取組は調査レベルか。検討メンバーや頻度についてもお聞きしたい。

(中村係長)現在、意見表明事業の構築検討会議を開いており、メンバーは本庁の担当職員、児童相談所の相談課、保護課長、弁護士である。弁護士は、児相や協力弁護団の弁護士も入り、チームとして2~3か月に一回のペースで話し合いを行っている。その間に照会作業を本庁で行い取りまとめたものを、会議で議論する建て付けになっている。

(相澤)子どもは入っていないのか。

(中村)子どもが会議へ参加することは当然意見にも上がったが、まずは大人たちのなかで整理を行い、意見表明支援事業を来年度から導入する際に子どもの意見を拾って、ブラッシュアップをしていくように考えている。

(安部)本来は、子どもが入る方がいいのではないかという国の流れがあるため、ご検討いただきたい。

さて、既に終了している第三者評価の受審結果について公開をされているが、第三者評価が出た際に内部ではどのように共有されているか。

(中村係長)個々の受審した児童相談所については内部で児童相談所長を含め話し合いを行っているが、個別課題についての共有や検討が出来ていない点が課題と感じている。理由としては、先に述べた通り話し合うには難しい内容があり、咀嚼が必要なものがあるため、現在内容の整理を行っている。

(安部)評価する側からすると、受審側の児童相談所は3年に一回のペースであるが、私達は毎年福岡県に評価に伺うため、去年指摘した点が他児相で変わっていないと、少し勿体無いと感じてしまうので、是非検討いただきたい。

(参加者)業務が非常にひっ迫しているという話があったが、人手不足について、もし評価で指摘されていれば、それに対して本庁はどのような対応を考えられるのか教えていただきたい。

(中村係長)どの児童相談所においても、慢性的なマンパワー不足は必出の話題であると考えている。マンパワーの問題、組織定数、組織編成、夜間休日の相談体制については、ずっと昔から、毎年話題に上がって児相と検討してきている状況である。児相の中には、第三者評価で指摘されれば人事部署や財政部署も聞いてくれると考えている職員もいるが、なかなか難しい。継続的に検討を続けていく形でしか対応できないような状況である。

(参加者)第三者評価の具体的な進め方のなかで自己評価の話が出てきたが、それ以外の“関係機関の評価”や“子どものアンケート調査”について、調査やヒアリングの場面で、受け止め方が同じでないと意見が出てこないのではないかと考えた。子ども自身、関係機関からの評価の受け止め方について、児童相談所側の受け止め方をするなど、表現ができていのかという点について感想があればお聞きしたい。

(安部)少し補足すると、我々は児童相談所を評価する時に、市町村や児童相談所が措置・委託している施設、里親、そしてそこに措置されている小学4年生以上の子どもに対して匿名でアンケートを取っている。一時保護所評価においても、一時保護中の子どもにアンケートを取り、事前送付してもらっている。その集計結果を、児童相談所や一時保護所、そして評価員へそれぞれ共有し、アンケート結果を踏まえたうえで現地調査に臨む。関係機関や子どものアンケート結果を見て、児童相談所側がどんな風に受け止めているのだろうか、児童相談所や一時保護所の思いと齟齬があるのではないかと、という要旨と思われる。

(中村係長)聞いている話と個人的な感想になるが、子どものアンケートについてはストレートで、子どもの話しか出てこないため特段思うところはない。一方で、市町村や施設、里親などの関係機関からの意見の中には非常に批判的な内容を含んだ回答があった。それに対して、児相の受け止めの部分と違うところがあるのだろうと感じるところだが、アンケートに関しては複数名から回答があるので、大枠については関係機関と児童相談所との間で齟齬はないように思われる。

(参加者)児童相談所の第三者評価によって改善提案されている中で、外部委託を検討している、もしくは予定していることがあれば教えていただきたい。

(中村係長)私の方で覚えていないだけだが、具体的に第三者評価を踏まえて外部委託を検討しているところは現在ない。

2 子どもの意見をどう聴き取り、支援に反映するか

各シンポジスト報告

【はじめに】

○児童福祉法改正に伴う子どもの権利擁護事業が新年度から施行される。子どもの意見を聴く取り組みを進めるためには、言葉を上手く表出できない子どももいるなかで、大人がどれだけ子どもの想いや願いを感じ取ることができるか、ということが大事になってくる。子どもの中には、話にくさを抱えている子どもや、言う事を諦めてしまっている子ども、自分自身が困っていることに気付いていない子どももいると思われる。その子どもたちの声にならない声を大人が丁寧に聴きとっていくことが求められており、言っても大丈夫だよと丁寧な姿勢で伝えていくことが重要になる。そして、大人は子どもの意向と異なる援助方針を取る場合にも、子どもに丁寧に粘り強く話し、納得が得られるように努力しなければならない。子どもの想いがいつも中心に置かれて、一緒に考える必要がある。さらに、子どもが話しやすくなるようなツールを用意するなど、工夫を凝らしていく必要がある。

アドボケーターを定期的に外部から入れる取組を既に行っている自治体もある。ただ、アドボカシーグソーに当てはめると子どもに直接かかわっている児童相談所、一時保護所の職員こそ第一のアドボケーターであるという意識を持ちたい。(川松亮)

○これまで見てきた児童相談所や一時保護所では、援助方針会議の中や資料において子どもの声が明確に報告されている現場が少なく、一時保護所の職員と、児童福祉司や児童心理司が入った観察会議が定期開催できているところも多くなかったように思える。弁護士が中核となって運営している子どもシェルター※を例にとると、「ケース会議」には子ども自身と、担当弁護士や職員、児童福祉司、スーパーバイザーが出席し、子どもの意見形成、意見表明支援を行う実践をしている。そこでは、大人は子どもの声をしっかり待つ姿勢でいることが前提である。これは大人側にも忍耐と訓練が必要だし、時間もかかるので、今の児童相談所では難しい取り組みではあるが、ひとつのモデルとして、子どもの声を援助方針に反映するために最大限の努力をしていただきたい。また、一時保護所の職員は子どもと長い時間を共に過ごしており、子どもの日々の状況を一番よく理解し、子どもの声を聞いているという点において、いかに大事な存在であるかを痛感している。にもかかわらず、一時保護所職員の意見が、援助方針会議に十分反映されていない現状がある。一時保護所職員の立ち位置を見直し、その意見を重視する運用を望みたい。(坪井節子)

※子どもシェルター：虐待などのため家庭で暮らすことができず、居場所がない緊急事態にある10代後半の子どもたちが避難するため、自立援助ホームの特別形態として運営されている施設。

- ヒアリングをしていく中で、児童福祉司が毎日一時保護中の子どもと会い、同じ時間を過ごしている児童相談所があった。時間を割くのは難しいこともあるだろうが、工夫をしながら子どもたちと接点を多く作ることが望ましいと考える。また、権利ノートについて、年齢に応じて何種類も用意していたり、小さい子供でも分かりやすい工夫をしている児童相談所があり、そうした取組を児童相談所同士が共有しあえるとよいと思う。一方で、権利ノートの内容が生活のしおりになっているような所もあるため、改めて内容を見直していく必要がある。(川松亮)

- 子どもの意見や想いについて、子どもを取り巻く各職種の大人たちが突き合わせ、子どもの想いがどこにあるのかという点にエネルギーを割いていかなければならないと感じる。意見表明等支援について懸念されるのは、意見表明支援を導入した際に、児童相談所の仕事ではないと思われてしまうならば、法改正は失敗したと言える。アドボカシー・ジグソーの考えに則り、子ども意見を理解し、どうまとめていくかが重要になるだろう。(茂木健司)

- 子どもの権利擁護スタートアップマニュアルが昨年12月にこども家庭庁から公表され、4月より全国の児童相談所で意見聴取等措置や意見表明等支援事業が行われていく。しかし、意見表明権の保障について、独立(専門)アドボケイトが外部から入って来ることのみが意見表明権の保障ではない。ともすると外部からアドボケイトが入ることに注目が集まっている点を危惧している。それ以前に目指されることは、子どものセルフアドボカシーであり、一番身近な大人である児童相談所職員はフォーマルアドボカシーとして、子どもの意見を聴くことが重要である。フォーマルアドボカシーは子どもへ説明を尽くし、子どもの意見に対しフィードバックを丁寧にする行うことが非常に重要であり、フィードバックが行われないと子どもは意見を言う事を諦めてしまい、子どもへのエンパワーメントに繋がっていかない点が勿体無いと感じるところである。(藤林武史)

- ある県の一時保護所の第三者評価の際に、昨年に同県内の異なる一時保護所の評価で10項目程度改善提案をしたところが、1年間で8項目解消されているということがあった。また、権利ノートの内容や意見箱の取組に大きな改善が成されていて、援助方針会議に使用する資料にも子どもの意見を書く欄があり、ちょっとした工夫で子どもの意見を聴くことができるようになった事例があった。このような取組を第三者評価では高く評価し、紹介していくことで全国の児童相談所の質が上がることを目指している。来年度以降は子どもの意見を聴くということが法律で義務付けられているため、実際に取り組むことができているかという点が第三者評価における課題だと感じる。(安部計彦)

コメンテーターコメント

○大分県では意見表明等支援事業のモデル事業を行っており、児童相談所も年々権利擁護意識が高まっているなかで、子どもにフィードバックすることがいかに重要かを感じている。大人の態度一つによって子どもの表情に歴然と現れる。意見を言おうと思うか、言わなくなってしまうか。こうした差がついてしまう点については、私が研修を行う際にも例に挙げて話しており、ケースワーカーたちも子どもの意見を聴こうとするような意識に変わってきている実感は持っている。アドボケイトには様々な原則はあるが、三年間実践してきた経験として、一つ一つ丁寧に説明をしながら理解しているかを必ず確認を入れて進めていくことが大事と思っており、参考にさせていただきたい。

質疑応答

(参加者)職員がそれぞれの立場で大変な努力をされていることがわかったが、一時保護されるまでの経緯が非常に強行であり、子どもにとって恐怖体験になってしまっている現状がある。一時保護しなければならない状況はあるかと思うが、もう少し丁寧な一時保護はできないものかと思う。また、全国民が子どもに対するアドボケイトについて理解していない。一番大事なのは保護者や学校、保育園現場、子どもの意見が大事にされなければならないのではないか。

(安部)全ての国民が子どもの意見を聴かなければならないという点については同感であり、全ての子どもにアドボケイトは必要と思われる。ただし、一時保護所も含めて施設や里親の元で生活している子どもは親とは離れて暮らしており、より子どもの権利を守らなければならないということで、社会的養護から取り組みが始まったと理解している。そして一時保護についてご案内すると、親権者に告げずに保護する場合はあるが、その後必ず説明を行い、親権者が一時保護や施設に移ることに同意しない場合は家庭裁判所に申し立てを行う仕組みである。年間で一時保護する件数の中で、親権者が同意している数は圧倒的に多く、また親権者が反対しても一時保護はできるが、子どもが同意しない場合は一時保護ができないとされ、子どもを説得することはあっても、強引に連れ去ることはできない。ちなみに、再来年度からは親権者の意に反した一時保護は7日を越えてはならず、7日を越える場合は家庭裁判所に申し立てを行い、許可を得なければならない。

(参加者)子どもの声を聴くということは公的なことだと思われるが、なぜ今まで行われてこなかったかという点について児童相談所から明確に説明されたことがない。一時保護の日数がなぜ増え続けているのかについても明確な回答をもらえたことがなく、また子供に寄り添おうと努力する職員がやめていく現状もある。このような状況で、新しい事柄を始

める前段階でなぜこのような状況が生まれているのかという点に改善策が入らないと、やらなければならないことが本当に実現できるのかと気がかりになる。これまで目標だけ掲げられて出来てこなかった状況の認識や、今後どのように改善していくかについてコメントいただきたい。

(茂木)全国全ての児童相談所で子どもの意見が聴かれてこなかったかという点、全くそうではない。丁寧に聴き取りを行っている所は沢山あった。しかし一方で、大都市で規模が大きく、一人の持ちケースが100件、200件あるような児童相談所や、一時保護所が遠く、長時間移動しないと子どもに会いに行けないような所に一時保護せざるを得ない児童相談所もある。今回の法改正は、このような地域の大きな格差がある中で、専門職として子どもの意見を聴くようなレベル感を改めて仕組化し、権威付けをしていく趣旨として理解している。したがって、子どもの意見要望を聴くということは児童福祉法が始まった頃から行われてきており、多くの福祉司、心理司は実践していると思うが、近年それができない状況が拡大してしまっているのではないかと認識している。

(藤林)この質問について、シンポジストの中でもそれぞれの意見があるが、多くの職員が子どもの意見を聴くことを意識していたかという点、そうではなかった人も多かったのではないかと考えている。私が在籍していた福岡市についても、子どもの意見を本当に聴いていたのかという点、意見は聴いていたが、「これがルールだから」と丸め込んでいたのではないと思われる。子どもの意見を聴いて支援を丁寧に進めていくのは膨大な時間がかかり、果たしてそれを少ない職員で出来るのか、と声が上がりそうではあるが、本来やるべきことに言及したのが今回の児童福祉法の改正である。前提となる“子どもの意見を尊重する”という理念が2016年以前の児童福祉法には明確に記載されていなかった。それは、子どもの権利条約は批准しているものの、国内法で実現できておらず、約5年に1回国連の子どもの権利委員会から勧告を受けてきた歴史があるからと理解している。

(坪井)藤林さんが仰る通り、20年～30年前に子どもの権利条約が批准されたが、特に教育界では“子どもが我儘になる”など言われ反発が非常に強かった。子どもの権利という言葉すら定着できないなかで、児童福祉法は一步先を進んで、前文に子どもの権利保障という言葉盛り込んだ。虐待が日本社会に認知され始めた頃、子どもも一人の人間であるという意識が高まる一方で、劣等処遇の考え方も非常に長く続き、児童養護施設内でも様々な事件が起きた。その過去の反省に基づいて法律化したことにより、子どもの権利保障という分野を明るくしたのが児童福祉法だった。意見表明支援は教育現場や支援の現場でまだ行えていないため、児童福祉分野が最先端に行くのではないかと考えている。

(川松)長く児童福祉司をやっていましたが、ソーシャルワークの中で子どもと面接しながら話は聴いていたつもりですが、子どもシェルターのようなレベルまで出来ていなかったと思います。現在では、子どもの権利擁護に関する新しい考え方や取り組みがどんどん外部から入って来ていて、見直しが始まっていると思われる。法改正もあって急ピッチに見直しが進められている中で、関わる人たちの意識改革をしなければならない時期が来てい

る。これまでは人手不足により担当するケース数が多く、丁寧に継続してケースに対応する余力がなかった。児相職員自身ももどかしく思ってきたが、対応が迅速に進んでいかないということで社会からバッシングを受けることにもつながった。現在は児相の人手を増やしつつあるが、人材がなかなか集まらず現場はとても大変な状況にある。一時保護期間が伸びていく原因は、受け皿となる社会資源が不足しており、そのこともあって児童相談所も苦慮している。したがって、社会資源をより豊かにすることや、子育て支援で虐待予防を充実させ、虐待に至らない社会を作っていけると、児童相談所も余裕が出てくると思われる。

3 育ちの場としての一時保護所

各シンポジスト報告

【はじめに】

- 一時保護所での保護日数は、長期間に及ぶところから短期間で済むところまでバラつきはあるが、子どもに制限を加える生活をさせるのは1か月が限度である、と現場からは声があがっている。その期間中、“一時保護所は一時的な場所であるから子どもに我慢を強いても良いという考え方”の下、子どもの自由を制限する一時保護所と、“一時保護所を子どもの育ちの場として捉え、子どもにある程度の自由を与えて生活させる一時保護所”が存在する。前者は、子どもの安全確保を最優先することから、リスクを極力減らして安全な生活を確保する一方、育ちの場として捉える一時保護所は、リスクはありつつ、子どもの成長したい欲求に従って子どもに生活させるという決定的な違いがある。しかし、子どもの視点に立ってみると、成長を体験し、喜びを感じる子どもが多くいることから、改めて一時保護所をシェルターではなく、育ちの場として保障していくことをテーマとして議論を進めていきたい。(茂木健司)

- 子どもシェルターを設立した当初は、設立当時の一時保護所の凄まじさを目の当たりにし、そのアンチテーゼとして、心身ともに傷だらけの子どもたちがここに来てよかったと思える場所になることを目指した。そこでは、まず傷を癒す場としてやってきた子どもに合わせた対応を行い、そこから子どもが段々自分の選択をできるようになり、最終的な行き先を決めていけるような支援を実施している。さらに、子どもシェルターでは、学びの場・遊びの場を非常に重視しており、子どもたちに好きな遊びをさせ、その活動の中で子どもが大人を信じることができるように気付きを与えることが目指される。

とある一時保護所では、全所をあげて通学保障を掲げ、一時保護中の子どもの通学サポートをするという育ちの場としての取組を行っていた。このように一時保護所は短い期間だからこそ、集中的に子どもに愛情を沢山注ぎ、子どもの心の拠り所として記憶に残るような場所になることを目指していただきたい。(坪井節子)

- 全国の一時保護所を見てきて、色んな一時保護所があることを痛感している。一時保護所の支援内容の生成に関しては、児童相談所の相談件数で非行相談が多かった時期に苦

労したなかで培われた伝統があるように感じられ、それが残っている一時保護所については現在の子どもたちに合わなくなっているように思える。しかし、全国の一時保護所の中には私物を持ち込めたり、大人の管理の下ではあるがYoutubeを鑑賞することが出来たりと、先進的な取組を行っている箇所もある。一時保護所によって生活の様子が違うことを、子どもは知っていても大人が知らない（複数個所の一時保護所で保護された子どもはいるが、大人は勤務先しか知らないため）という現状があり、職員たちが全国に視野を広げて、お互いの取組について知り合って広げていけば、子どもに寄り添った取組になっていくだろうと思われる。

また、職員の意識改革を進め、一時保護所内のルール一つとっても子どもにとってわかりやすく説明できるかどうかを子どもたちと一緒に考えていけるとよい。

一方、一時保護所は様々な課題を抱えている子どもが多くいることから、日々疲弊しており、自治体や国のバックアップが必要だと考える。

子どもが援助方針会議に出席することはただちにはなかなか難しいだろうが、オンラインで参加している取組をしている箇所もあり、子どもが自分の決定に参加できるような取組を今後検討できるとよい。(川松亮)

○育ちの前段階として、子どもの癒しであることは当然必要ではあるが、安全と安心を両立させようとするとは非常に難しく、安全と安心の両立させるための現場の支援方法や施設運営、職員体制、専門性が今後の課題になっていくのではないだろうか。(茂木健司)

○一時保護所の差に驚くことがあるが、一人一人の職員は皆熱心で、その発想の大元として“安全の確保”がある。そのことで、長年ルールとして制限が行われてきた。その制限は、子ども同士のトラブルが起こらないように様々な側面から、安全重視の制限が行われていくが、結果的に子どもにとっては非常に閉塞感があり息苦しいように思われる。このように安全確保を重視することで子どもの自由が制限されることへ抑止をかけるために、平成30年に一時保護所ガイドラインが作成された。このガイドラインでは、安全の確保も大事だが、子どもの安心感をもたらすような丁寧で個別的なケアを行うことを示した。しかし、当時ガイドラインに沿ってケアを行うことを促したにも関わらず、制限やルールが非常に厳しい一時保護所が存在するのが現状である。

今後、4月から施行される法改正によって国の基準に沿って運営がなされていく中で、「一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。」という点は必須事項である。このように国全体として一定の基準が定められ、安全の確保と生活の質のバランスのとり方が変わっていくかと思われるので、今後も評価を続けることになると思っている。(藤林武史)

コメンテーターコメント

○一時保護において、委託一時保護をいかに活用するか大切だと考えており、子どものニーズに合った委託一時保護先を増やしていくことが重要だと思う。そして、そのような評価基準を入れることができればいいのではないかと考える。なぜなら、一時保護所の職員は入れ替わりする子どもの集団を上手くコントロールしながら、なおかつ個別的にそれぞれの子どもに対応する必要がある、これは相当な力量が求められるからである。さらに、子どもによってニーズも異なることから、必要に応じて様々なことを変えていくことが当たり前である。これを実現するためには相当な力量を持った職員を相当数確保しなければならず、第三者評価を受審して、組織体制改善の声をあげるために利用されても良いのではないかと考える。

質疑応答

(参加者)理事らに見相に勤務経歴があり、児童相談所と関係があるということで、“第三者”に当てはまらないように感じられた。また、評価基準の中に「親への対応」などについて今度どれくらい盛り込むことを考えているかお聞きしたい。

(安部)まずは第三者性について、第三者は「サービスを提供する児童相談所やサービスを受ける保護者や子どもの両方でないこと」を指す。評価をする際は、評価員と関係があった児童相談所には携わらないようにして、客観性を担保している。

そして保護者への支援や対応については、評価項目の中にいくつか項目がある。ただし、子どもや関係機関へはアンケートを取っているが、保護者当人へはアンケートを取っていないので、今後、その点については検討したい。

(参加者)職員の意識改革の話題についての感想だが、自分が勤務している一時保護所では、これまでずっとこうだったから、自分たちもそうしなければならないという無意識の縛りがあって、そこから抜け出せればいいと思う。また、「こんな風になったらいいよね」という理想について、もっと職員間で話ができれば、意識改革も進むのではないかと考えた。今年度に第三者評価を受審して様々な指摘を受け、取組について、少しだが話が進んでいるように思う。これからどう変わるのかについては、例えば安全面において、様々な懸念や不安、他所から怒られるかもしれないという、自分たちをセーブするような意識があって、まずそこから抜け出すことが必要になってくるのだと感じた。

(茂木)一現場の人間としての発言になるが、子どもが不適切な行為をしたときに、既に非常な過酷体験や虐待体験をして傷つきを感じている子どもに対して反省を強いることは子どもの傷つき体験を減らすことにも繋がり、考え直さなければならないのではないだろう

か。むしろ、具体的な悪さをしたときに、子どもは何を求めて悪さをしてしまったのかについて考え、悪さではない形で求めていることを実現させることを本人に教えたり、関係調整をするなどして支援していくことが、一時保護所の生活支援の目的ではないかと考える。

(藤林)全く別の話になりますが、通学支援をするとその学校に親がやって来て奪い去ってしまうのではないかと、あるいは子どもが家に帰ってしまうのではないかと、安全面で不安を強く感じることをよく聞く。とある児童相談所では、子どもが希望する場合と、親にそのような問題がない場合、ほぼ100%通学支援を行っているが、親は奪いに来ることもなく、子どもが勝手に帰ってしまうこともない。トラブルが起こるのではないかと不安はあると思うが、他の先行する一時保護所と意見交換や情報交換を行い、後押しを受ければ、少しとらわれは軽くなるのではないだろうか。

(相澤)意識改革の中で施設の職員には楽しむことを伝えていた。何かをコントロールしようとする意識がそちらに囚われてしまいがちだが、今日の生活で何をして楽しむかと意識を少し変えることによって、色んな楽しみ方が生活の中で作られ、それによって子ども同士が刺激しあって良いグループ活動に繋がる。そのため、一時保護所は子ども同士で色んなものを遊ぶ場として活用してほしいと考えている。また、子どもは大人の顔色をよく見て生活しているため、職員が生きる・育つ・守られる・参加するの4本の柱を遂行することが重要である。

日本の児童相談所白書 2023

—児童相談所および一時保護所の第三者評価から見えてきた

現在の児童相談所の課題と、実際の取り組み—

【発行者】 一般社団法人 日本児童相談業務評価機関 (J-Oschis)

【住所】 東京都北区赤羽西 3-33-3

【発行日】 2024年3月31日